

民事訴訟法(七十七條~八七條) 総則 訴訟手続

●担保交換の契約(八〇)

(担保料に対する訴訟費用の権利)

第七七条 被告は、訴訟費用に関し、前条の規定により供託した金銭又は有価証券について、他の債権者と共に立ち弁済を受ける権利を有する。

(担保不提供の効果)

第七八条 原告が担保を供託しないときは、被告が担保を供託しないことを理由として、訴えを知り、担保を立て、被告に担保を供託するよう求め、口頭弁論を命ずることができる。

(担保)

第七九条 被告は、原告が担保を供託しないことを理由として、訴えを知り、担保を立て、被告に担保を供託するよう求め、口頭弁論を命ずることができる。

(担保)

第八〇条 裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定で、その担保の変換を命ずることができる。ただし、その担保を契約によって他の担保に変換すること

(担保の変換)

第八〇条 裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定で、その担保の変換を命ずることができる。ただし、その担保を契約によって他の担保に変換すること

ポケ六は... 参照条文が 詳しい&的確!

★「参照条文」とは... 関連する条文や 類似の規定を コンパクトに まとめたもの。 詳しい! 便利! と評判です。

参照条文を使いこなせると 試験中も早く、関連条文が 調べられる!

参照条文の 読み方は 4頁をみてね

民訴

●裁判所は、訴訟の承継人に対し、決定で、猶予した費用の支払を命ずる。

●(二)裁判所が費用を命じた弁護士(一五五)②、人訴(一三四)④、(三)訴訟費用の担保(一七五)②、訴訟の承継人(一三四)④、(四)不服申立て(八六、三三三)

(救助の決定の取消し)

第八四条 訴訟上の救助の決定を受けた者が第八十二条第一項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる。

(猶予された費用等の取立方法)

第八五条 訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接に取り立てることができる。この場合において、弁護士又は執行官は、報酬又は手数料及び費用について、訴訟上の救助の決定を受けた者に代わり、第七十一条第一項、第七十二条又は第七十三条第一項の申立て及び強制執行を命ずることができる。

(即時抗告)

第八六条 この節に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第五章 訴訟手続

第一節 訴訟の審理等

第八七条(一) 当事者は、訴訟について、裁判所において

民事訴訟法(八八条~九二条) 総則 訴訟手続

●口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

① 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

② 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

③ 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

④ 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

⑤ 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

⑥ 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

⑦ 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

⑧ 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

⑨ 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

⑩ 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。)

⑪ 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

ポケ六の参照条文は... 試験にも実務にも有益です

参照条文が 詳しい 的確!

民訴

●裁判所は、訴訟の承継人に対し、決定で、猶予した費用の支払を命ずる。

●(二)裁判所が費用を命じた弁護士(一五五)②、人訴(一三四)④、(三)訴訟費用の担保(一七五)②、訴訟の承継人(一三四)④、(四)不服申立て(八六、三三三)

(救助の決定の取消し)

第八四条 訴訟上の救助の決定を受けた者が第八十二条第一項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる。

(猶予された費用等の取立方法)

第八五条 訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接に取り立てることができる。この場合において、弁護士又は執行官は、報酬又は手数料及び費用について、訴訟上の救助の決定を受けた者に代わり、第七十一条第一項、第七十二条又は第七十三条第一項の申立て及び強制執行を命ずることができる。

(即時抗告)

第八六条 この節に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第五章 訴訟手続

第一節 訴訟の審理等

第八七条(一) 当事者は、訴訟について、裁判所において

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九二条(一) 次に掲げる事由につき陳明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができない者を当事者に限ることができる。

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九二条(二) 次に掲げる事由につき陳明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができない者を当事者に限ることができる。

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九二条(三) 次に掲げる事由につき陳明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができない者を当事者に限ることができる。

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九二条(四) 次に掲げる事由につき陳明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができない者を当事者に限ることができる。

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九二条(五) 次に掲げる事由につき陳明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができない者を当事者に限ることができる。

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九二条(六) 次に掲げる事由につき陳明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができない者を当事者に限ることができる。